

宮古島市資源リサイクルセンター指定管理者募集要項

沖縄県宮古島市

目 次

1. 募集の目的	3
2. 募集の概要	
(1) 管理対象施設	3
(2) 指定期間	3
(3) 指定管理者の募集及び指定管理候補者の選定方法	3
(4) 協定の締結	3
3. 事務内容に関する事項	
(1) 対象施設の概要	3
(2) 指定管理者が行う管理運営の基準	4
(3) 指定管理者が行う業務の範囲	5
(4) 指定管理者が業務を行うにあたっての留意事項	5
(5) 管理運営に関する経費等	5
(6) 個人情報保護について	5
(7) 協定の締結	5
4. 指定管理者の募集及び選定に関する事項	
(1) 応募資格	6
(2) 提出書類	6
(3) 募集手続等	7
5. その他	
(1) 事務引継	9
(2) 事業実施状況の報告等	9
(3) 指定管理者の責任履行等	10
(4) 事業の継続が困難となった場合の措置等	10
(5) リスク分担についての方針	11
(6) 様式及び添付資料	11
(7) お問い合わせ	11
資料	
1. 申請書類チェックリスト	12
2. 指定管理者指定申請書	13
3. 宮古島市資源リサイクルセンター指定管理者事業計画（様式1）	14
4. 収支計画書（様式2）	15
5. 職員の配置計画（様式3）	16
6. 企業・団体概要（様式4）	17
7. 申請資格に関する申立書（様式5）	18
8. 質問書（様式6）	19
9. 市民の公平な利用を確保できるものであること	20
10. 施設の効用を最大限に発揮させるものであること	21
11. 施設の効率的な管理がなされていること	24
12. 事業計画に沿った管理運営を安定して行う物的及び 人的能力を有するものであること	28
13. 宮古島市が示す収支目標	30
14. 過去5年間の収支状況	31
15. 年間メンテナンス費用明細資料	32

宮古島市資源リサイクルセンター指定管理者募集要項

宮古島市資源リサイクルセンター（以下「資源リサイクルセンター」という）の管理を効果的、効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、宮古島市資源リサイクルセンター条例（平成17年宮古島市条例第137号）及び同条例施行規則（平成17年宮古島市規則第123号）に基づき、指定管理者を募集します。

1. 募集の目的

宮古島市では公の施設である「資源リサイクルセンター」について、施設の設置目的である「家畜糞尿処理対策と農地の土壌改良及び地力増進を図り、農産物の品質の向上に資する」をより効果的に達成するため、指定管理者を指定し管理運営してきましたが、令和5年3月31日で指定管理期限となることから、令和5年4月1日からの指定管理者を募集することとする。

2. 募集の概要

(1) 管理対象施設

資源リサイクルセンター

※ヤード部分については、一部を別事業での用途として利用する計画もあることから、別事業での利用協議や計画内容によっては指定管理期間において面積を縮小することもあります。

(2) 指定期間（予定）

令和5年4月1日～令和10年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者の募集及び指定管理候補者の選定方法

- ・募集は募集要項に基づき一般公募提案方式により行う。
- ・指定管理候補者の選定は「宮古島市公の施設に係わる指定管理者候補者選定委員会」において総合的な評価に基づいて行う。

(4) 協定の締結

指定管理者候補者の選定後、当該候補者と細目について協議を行い、宮古島市議会議決後に、協定を締結する。

3. 事務内容に関する事項

(1) 対象施設の概要

① 施設の概要

資源リサイクルセンター

② 施設の所在地

宮古島市上野字野原 1 1 9 0 - 2 1 2

③ 施設の設置目的

農産廃棄物、家畜糞尿、生ゴミ等を堆肥化して農地に還元し、地力の回復を図り、農産物の品質向上に資し、もって農家所得の向上に反映する。また地域住民が家庭生ゴミを資源化することで地下水の保全、海水の汚染防止等に役立つ、環境改善を意識する相乗効果を図ることを目的とする。

④ 施設の内容

- ア. 堆肥化处理施設
- イ. 製品加工施設
- ウ. 農機具及び保管施設
- エ. 試験ほ場施設（露地を含む）
- オ. 管理棟
- カ. 前各号に附帯する設備及び機械器具等

(2) 指定管理者が行う管理運営の基準

指定管理者が管理運営を行うに当たり、次の事項を遵守すること。なお、詳細については、宮古島市資源リサイクルセンター条例（平成17年宮古島市条例第137号）及び同条例施行規則（平成17年宮古島市規則第123号）に基づいて管理運営すること。

- ① 地元各団体等との連携のもと、創意工夫ある企画や効率的な運営等により利用者の多彩なニーズに応え、質の高いサービス提供に努めること。
- ② 関連法令及び条例・規則を遵守し、適正な管理運営を行うこと。また、公の施設としての市民の平等な利用の確保を図るべきことを念頭に置き、公平な運営を行うこと。
- ③ 適切なサービスの提供を行うこと。また、利用者等の意見・要望等を管理運営に反映させるとともに、利用者等からの苦情等には迅速かつ適切に対応し、利用者の満足感を高めていくこと。
- ④ 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- ⑤ 事業計画等に基づき、適正かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- ⑥ 指定管理者には、宮古島市個人情報保護条例が適用されるため、個人情報の保護を徹底すること。
- ⑦ 文書の管理・保存
指定管理者が施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等については、宮古島市文書事務取扱規程等に準じて、適正な管理・保存を行うこと。
- ⑧ 公害防止協定の遵守
本市と地元自治会（豊原・野原）と協定を交わしている「公害防止協定書」内容を十分把握し、遵守するものとする。

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお詳細については、宮古島市資源リサイクルセンター条例（平成17年宮古島市条例第137号）及び同条例施行規則（平成17年宮古島市規則第123号）に基づくこと。

- ① 畜産農家の畜舎から排出する家畜排泄物等の受け入れに関する業務
- ② 畜産農家（JAを含む）へのバカスの搬出
- ③ 剪定枝の破砕作業
- ④ 良質有機堆肥の製造、運搬、散布及び販売に関する業務
- ⑤ 本施設で製造された堆肥の販売代金及び手数料の徴収に関する業務
- ⑥ 市浄化センターから排出される下水汚泥の運搬・受入・肥料化に関する業務
- ⑦ 市内から排出される生ゴミの受入に関する業務
- ⑧ 本施設内の機械器具等の簡易な定期点検及びその管理
- ⑨ 製造した堆肥及び肥料の品質確認に関する業務
- ⑩ 作業全般に係わる安全対策の実地
- ⑪ 車輛点検簿、会計帳簿等の書類の管理
- ⑫ バカス、トラッシュ、その他糖みつ等を利用した堆肥化に関する事業
- ⑬ 前各号に関連するものの他、市長が必要と認める業務に関する事

(4) 指定管理者が業務を行うにあたっての留意事項

- ① 指定管理者は、管理運営に係わる業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし業務の一部について、あらかじめ宮古島市が認めた場合この限りではない。
- ② 指定期間内であっても、宮古島市資源リサイクルセンター条例（平成17年宮古島市条例第137号）及び同条例施行規則（平成17年宮古島市規則第123号）に基き、管理運営を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことが出来る。

(5) 管理運営に関する経費等

管理運営費については、原則、堆肥販売及び剪定枝葉処理手数料等の収入で対応するものとする。また、施設使用料等については、決算余剰金の1/2を支払うものとする。詳細については宮古島市長と指定管理者との間で締結する「協定」で定め、会計年度（4月1日～翌年3月31日まで）を基準として支払い時期や方法についても「協定」で定める。

(6) 個人情報保護について

- ① 指定管理者は、宮古島市個人情報保護条例第39条第1項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

- ③ 指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、宮古島市個人情報保護条例第39条2項の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(7) 協定の締結

宮古島市と指定管理者は、業務を実地するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結する。さらに、年度ごとに取り決めを行うべき事項については、別途年度協定を締結するものとする。

4. 指定管理者の募集及び選定に関する事項

(1) 応募資格

- ①法人、その他の団体（以下「団体」という。）であること。ただし、次の各号に該当する団体等は応募することが出来ません。
 - ア. 団体等の役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいる団体等。
 - イ. 会社更生法第30条又は民事再生法第21条の規定による更正手続又は再生手続の申立がなされていて、更正手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない団体等。
 - ウ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、宮古島市における一般競争入札等の参加を制限されている団体等。
 - エ. 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある団体等。
 - オ. 地方自治法第92条の2又は第180条の5第6項の規定する役員等がいる団体等。
 - カ. 国税、県税及び宮古島市税等を滞納している団体等並びに団体等の代表者。
 - キ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等。
- ② 宮古島市に主たる事務所を有していること。
- ③ 資源リサイクルセンターの設置趣旨を十分理解し、管理運営にあたっての知識等を有する団体等であること。
- ④ 産業廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業を行った実績を有する団体等であること
- ⑤ 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業の許可を取得もしくは、手続きに必要な資格を有する団体等であること。
- ⑥ 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営でき、かつ堆肥生産の技術を有し、生産実績を有した団体であること。
- ⑦ 施設の運営に必要な技術管理士の講習を受講し、配置できる団体等であること。
なお、必要な技術管理士は有機性廃棄物資源化施設技術管理士、破碎・リサイクル施設技術管理士である。

(2) 提出書類（正本1部、副本9部）

宮古島市資源リサイクルセンター条例施行規則第6条第1項の規定による指定管理者指定申請書（様式第1号）を次の書類を添えて提出すること。

- ① 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人の場合）
- ② 代表者の身分証明書、団体の会則及び構成員名簿（法人以外の団体の場合）
- ③ 事業計画書
- ④ 収支に係る収支計画書
- ⑤ 当該団体の経営状況を説明する書類
- ⑥ 各保有資格の認定証などの写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

*市民の公平な利用を確保できるものであることの意見書

*施設の効用を最大限に発揮させるものであることの意見書

*施設の効率的な管理がなされているものであることの意見書

*事業計画に沿った管理運営を安定して行う物的及び人的能力を有するものであることの意見書

(3) 募集手続等

- ① 募集要項等の配布（原則郵送による配布無し）

ア. 配布期間

令和4年12月15日（木）～令和5年1月16日（月）

イ. 配布時間

午前9時～午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く）

ウ. 配布場所

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市農林水産部農村整備課

- ② 募集要項等に関する現地説明会

募集要項等に関する現地説明会は実地しない。ただし、希望者があれば調整の上、現地を案内する。

- ③ 申請書類の提出先及び受け付け案内

ア. 提出期間及び受け付け時間

令和4年12月15日（木）～令和5年1月16日（月）までに提出

受け付けは午後9時～午後5時まで（土日祝祭日を除く）とする。

尚、質問は質問用紙（別紙6）に記載し令和5年1月6日（金）までに持参するか郵送によって行ってください。回答は文書にて行います。

イ. 提出先

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市 農林水産部 農村整備課

ウ. 提出方法

郵送または持参（郵送の場合は令和5年1月16午後5時まで必着）

エ. 申請に当たっての留意事項

1. 複数の申請禁止

1 応募者につき1 申請とし、複数の申請をした場合には失格とする。

2. 申請書類提出期限までに所定の書類の提出がなかった場合、申請はなかったものとして取り扱う。

3. 不当な要求の禁止

申請者及び申請者の代理人並びに関係者が申請に対する不当な要求を行った場合は失格となる場合がある。

4. 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で申請する場合、代表団体及び構成団体の変更は認められない。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行に支障がないと宮古島市が判断した場合には、変更を可能とすることもある。

5. 応募の辞退

申請書類を提出した後に、応募を辞退する場合には、任意の文書により応募辞退届を提出すること。

6. 提出内容の変更の禁止

軽微なものを除き、提出された書類の変更は認めない。

7. 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とする。

8. 申請書類の返却

申請書類は理由の如何に問わず返却しない。

9. 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等は、宮古島市情報公開条例に基づき情報公開する。

10. 費用負担

申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。

11. 本事業案で知りえた情報について、応募者は第三者への公開及び他目的への使用を禁ずる。ただし、以下の情報についてはその対象としない。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

④ 指定管理者の候補の選定

ア. 選定（審査）の方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、「選定委員会」において事業計画に沿って施設を管理運営する能力、施設の目的に沿ったより効果的な事業の可能性、経費節減に向けての取組等を総合的に評価し選定する。

イ. 審査基準

次に掲げる基準により審査し、最も適切に資源リサイクルセンターの管理を行う事ができると認められるものを優先交渉権者と確定する。

1. 事業計画書等の内容が市民の公平な利用を確保できるものであること。
2. 事業計画書等の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
3. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているものであること。
4. 前3号に掲げるもののほか、資源リサイクルセンターの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

⑤ 選定結果の通知

ア. 選定結果については、宮古島資源リサイクルセンター条例施行規則に基づき、「選定委員会」において指定管理候補者が選定され次第、その結果はすべての応募者に通知する。

イ. 選定結果の通知の後、選定した指定管理の候補者の指定が不可能または著しく不相当と認められる事態が発生した場合は、宮古島市資源リサイクルセンター条例施行規則に基づき、再度の選定後、再度通知する。

⑥ 指定管理者の指定及び協定の締結

ア. 管理者の指定には、宮古島市議会の議決が必要であり、議決の後、正式に指定管理者として指定され、その旨を指定管理者予定者に通知する。

イ. 指定管理者に指定された場合に、宮古島市と指定管理者は協議のうえ、基本協定と年次協定を締結する。

ウ. 指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しない場合がある。

- ・ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ・ 資金事情の悪化により、業務の履行に支障があると認められるとき。
- ・ 著しく社会的信用を損なう行為があったこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

5. その他

(1) 事務引継

指定管理者の指定は、宮古島市議会において指定管理者の指定が議決された後、速やかに宮古島市からの事務引継に着手すること。

なお、事務引継に要した経費は、全て指定管理者として指定されたものの負担とする。

(2) 事業実地状況の報告等

①モニタリング

宮古島市は、指定期間中の指定管理者の業務の実地状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行う。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されない場合には、宮古島市は改善措置を講じる等の指導を行う。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取り消しを行う。

ア. 定期の利用状況等の報告

・月次事業報告書は4半期ごとに提出し、宮古島市は当該報告に基づき、状況確認を行う。

・年次報告書は毎年4月末までに提出し、当該年度における事業計画書と年次報告書と照らし合わせながら状況確認を行う。

②利用者アンケート等の実地

利用者の利便性の向上等の観点から、指定管理者は宮古島市と協議し、アンケート等による利用者の要望・意見の聴取を実地し、その結果及び業務改善への反映状況について宮古島市に報告する。

③帳簿書類等の提出

帳簿書類やその他の書類等については、年次報告とともに宮古島市へ提出する。また、必要に応じて随時に提出を求める場合にはこれに応じなければならない。

(3) 指定管理者の責任履行等

①指定管理者は、被災等により施設又は利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに宮古島市へ報告しなければならない。

②指定管理者は、事業継続が困難になった場合、またはそのおそれが生じた場合は速やかに宮古島市へ報告しなければならない。

③前2号に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

(4) 事業の継続が困難となった場合の措置等

①指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難又はそのおそれが生じた場合には、宮古島市は指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出を求めることができる。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することが出来なかった場合には、宮古島市は指定管理者の指定を取り消すことができる。

②指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が当該期間内に改善することができなかつた場合には、指定管理者の指定を取り消すことができる。

③①又は②により、指定管理者やの指定が取り消された場合には、指定管理者は、宮古島市に生じた損害を賠償するものとする。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように誠意をもって事務引継等に協力するものとする。

④不可抗力その他宮古島市又は指定管理者の責めに帰することができない理由により業務の継続が困難と判断した場合には、宮古島市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとする。

⑤前記に定めるもののほか、管理運営の継続が困難となるような事態が生じた場合、その他条例、規則、仕様書または協定書の解釈について疑義が生じた場合等の事態が生じた場合には、宮古島市と指定管理者は誠意を持ってその解決に向けて協議する。

(5) リスク分担についての方針

想定される主なリスク分担の方針は、協議にて定める。

(6) 様式及び添付資料

①宮古島市資源リサイクルセンター条例及び同施行規則に基づく。

②その他市長が必要と認めるものについては別紙のとおりとし、団体等が任意で作成したものについては、参考資料とする。

(7) お問い合わせ

〒906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市農林水産部農村整備課

電話：0980-79-7812

FAX：0980-79-7816